

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年10月1日

香川県知事 殿



提出者
住 所 香川県さぬき市寒川町石田東甲387番地1
氏 名 さぬき市病院事業管理者 石 井 知 也
電話番号 0879-43-2522

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

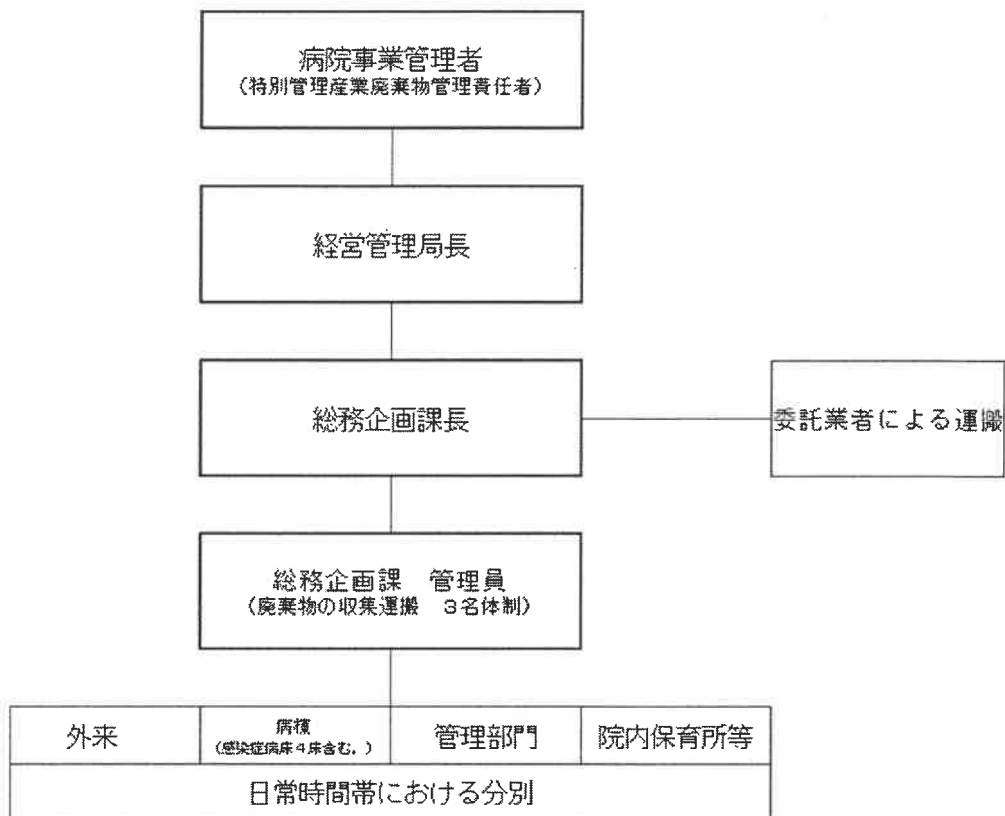
事業場の名称	さぬき市民病院
事業場の所在地	香川県さぬき市寒川町石田東甲387番地1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業（日本標準産業分類中分類に規定される）
② 事業の規模	24診療科・179床（一般175床・感染症4床）
③ 従業員数	394名（令和6年4月1日の実人数）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	発生現場で専用容器（専用段ボール箱又は専用メディテール容器）に分別して部署ごとに一時的に収納し、その後、当院の管理員が施設可能な廃棄物専用倉庫に搬送し保管した後、専門業者に運搬処理を委託している。

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

さぬき市民病院特別管理産業廃棄物処理に関する管理体制



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	117.16t	t
	(これまでに実施した取組) 新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されたものの、依然として入院患者等を受け入れていることから、特段の取り組みは行っていないが、結果として約37.97tの減少となった。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	119.87t	t
	(今後実施する予定の取組) 新型コロナウイルス感染症患者の減少が予測される今年度において、感染対策部門との協議でリ・ユース品の使用を見直す等、可能な範囲で排出総量の削減を図るもの		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 注射針、メス、鋭利な医療用器具等は、硬質のメディペール容器に収納し、マスク、脱脂綿、包帯、ディスポガウン等は、専用段ボールに保管し分別を図っている。 なお、分別方法の具体例を示した写真、医療廃棄物分別表等を作成し各部署に周知するとともに、分別方法が適切性の検証を継続しながら、職員に対して啓発を続けている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の方法歩を踏襲しつつ、必要に応じて改正する予定である。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	マスク、脱脂綿、包帯、ディスク、ボガウン、注射針、メス、その他固形状、鋭利な医療用器具等	
	全処理委託量	117.16 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	117.16 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t

		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
		(これまでに実施した取組) 新型コロナウイルス感染症の流行が拡大する前は、週 1 回の収集と していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大以降は、原則として週 2 回の収集を委託し、現在も継続中である。		

(第 5 面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	マスク、脱脂綿、包帯、ディス ボガウン、注射針、メス、その 他固形状、鋭利な医療用器具等	
	全 処 理 委 託 量	1 1 9 . 8 7 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	1 1 9 . 8 7 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現在、専用メディテール及び専用段ボールに用いるペダル（足踏み） 式設置台を各部署に設置おり、予期せぬ老朽化、故障等の対応として 在庫を保有している。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。